

(公社) 広島県宅地建物取引業協会会長 様

広島県土木建築局住宅課長

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る応急仮設住宅
(民間賃貸住宅の借り上げ) の経費請求について

この度の災害対応につきましても、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、民間賃貸住宅の借り上げに際し、広島県(以下「県」という。)が負担する経費の支払事務に係り必要となるため、請求書の提出について関係会員へ周知していただくようお願いいたします。

なお、経費は、「平成 30 年 7 月豪雨災害における応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げ)実施要領」第 6 条による支払期限までに、県から請求者に対し支払うこととしています。

については、初回分の経費を契約成立の翌月末までに支払うために、別紙の請求書等により契約成立の翌月 10 日まで(7 月契約分は、8 月 15 日まで)に県へ請求していただくようお願いいたします。

また、この事務連絡により、平成 30 年 8 月 7 日付け事務連絡の取扱いは無効としてください。

1 請求書

別途様式「請求書」を提出してください。

※ 請求書の項目の内容を満たしてあれば、様式を変更しても構いません。

また、任意の様式を利用することもできます。

2 留意事項等

- (1) 家賃、礼金、退去時修繕費の請求書は、不要とします。
- (2) 仲介手数料は仲介業者へ、損害保険料は保険会社へ振込む場合は、別途様式及び保険会社の請求書を提出してください。(保険会社から県へ直接送付されても構いません。)
- (3) 請求印は代表者印としてください。請求印が社印の場合は、代表者の私印もあわせて押印してください。
- (4) 内訳が多数の場合は、別紙を作成してください。なお、別紙を添付する場合はすべての用紙に割印を押印してください。

3 その他

請求書は、直接県へ送付してください。

送付先(広島県庁) { 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 }
広島県 都市計画課 都市総務グループ

担 当 : 住宅総務グループ

電 話 : 082-513-4166 (ダイヤルイン)

メール : dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

(担当者 吉田, 上杉)